

住宅等リフォーム木材利用促進事業

やまぐち県産木材を利用した 住宅・事業用建築物のリフォームを支援します

申請期間 令和8年4月1日から令和8年12月20日まで

※予算額に達した時点で、申請の受付を終了します。

執行状況は、山口県ぶちうまやまぐち推進課HPで公表します。



補助額

○住宅

最大 25 万円 (下限額5万円)

○事業用建築物

最大 100 万円 (下限額5万円)

山口県の面積の約7割を占める森林。その4割以上がスギ・ヒノキ人工林で、その多くが、木材として利用される時期を迎えています。

「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源の循環利用は、適切な森林整備による、県土の保全、水源の涵養、温暖化防止など、森林の多面的機能の発揮に繋がります。

それにより、私たちの安全・安心な暮らしの確保と、地域経済の循環に貢献します。

お問い合わせ先

一般社団法人 山口県木材協会

〒753-0074 山口市中央4丁目5-16(山口県商工会館2階)

TEL:083-922-0157 FAX:083-925-6057 E-mail: mokuzai@mokkyou.or.jp



◆補助対象者(申請者)

- (1) やまぐち木の家づくり等推進工務店
- (2) やまぐち建築物木造化推進協定締結者
- (3) 実績報告書の提出までに(1)若しくは(2)となる者

※申請に当たっては、必ず、施主の皆様にも本事業の説明を行い、補助金申請の了解を取ってください。

↓推進工務店についてはこちら



協定締結についてはこちら↑

◆補助金の交付の対象となる住宅及び事業用建築物

次の要件を全て満たすもの。

- (1) 山口県内に既存する住宅及び事業用建築物で、リフォーム等を行う物件であること。
- (2) 構造材若しくは内装に県産木材を使用すること。
- (3) 構造材のうち短辺 90mm 以上の木材は、優良県産木材及びJAS認証木材であること。
- (4) 令和9年3月 10 日までに工事が完了するものであること。

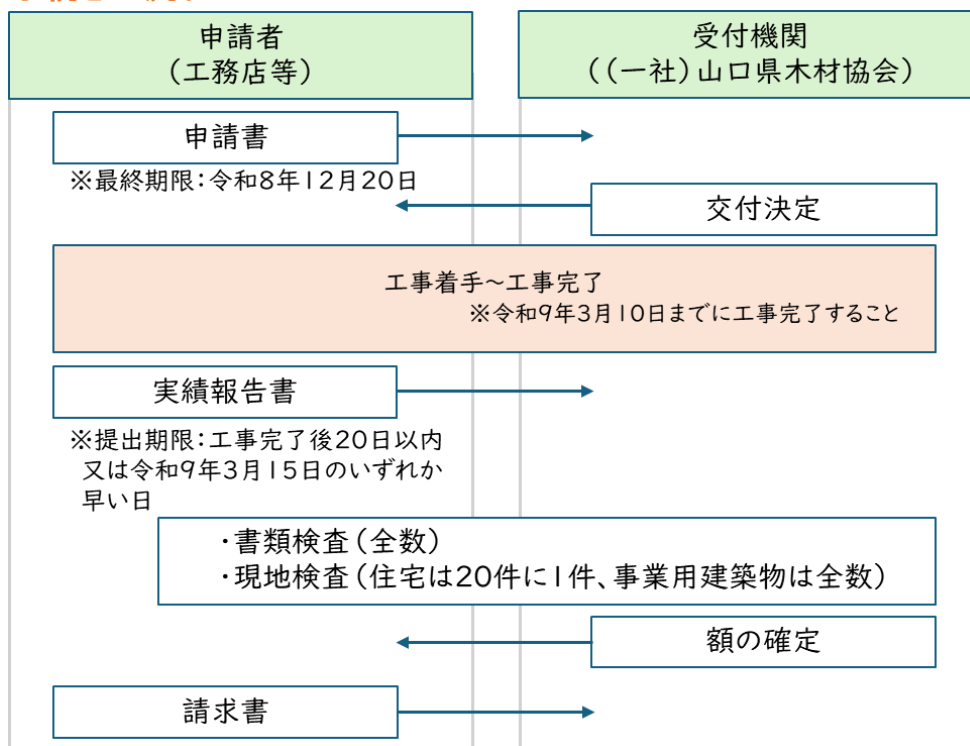
※当該補助金における「県産木材」とは、県内で生産された素材(丸太)を県内の製材工場等で製材・加工したものをいいます。

※国補助金等との併用はできませんのでご注意ください。詳しくは、お問い合わせください。

◆補助金内容等

区分	補助金額	内容(補助金の計算方法)
住宅	①と②の合計による (上限 25 万円、 下限5万円)	①構造材 県産木材(短辺 90 mm以上の木材は優良県産木材若しくはJAS認証木材であること)の使用量(立方メートル単位で、小数点第4位以下切り捨て)に 30,000 円を乗じて得た額
事業用建築物	①と②の合計による (上限 100 万円、 下限5万円)	②内装材(床、壁、天井に限る) 県産木材の使用面積(平方メートル単位で、小数点第2位以下切り捨て)に 10,000 円を乗じて得た額 ※内装材の厚さは、床 15 mm以上、壁と天井は9mm以上とします。

◆手続きの流れ



優良県産木材とは

山口県では県独自の「優良県産木材認証制度」を設けています。

短辺 90 mm以上の構造材を対象に、強度や含水率、寸法、材面規格などを1本ずつ検査し、基準を満たしたものだけを「優良県産木材」として認証しています。

JAS 認証木材とは

日本農林規格により定められた基準に適合しており、品質・性能が保証されています。